



# 1. 搬入・搬出

## 1 搬入・搬出日時、指定駐車場

トラック等大型車両による搬入出は、東展示館北側の搬入スペース（P.2「広島産業会館本館・東展示館駐車場配置図」中の搬入受付①②）で行ってください。東展示館南側（搬入出口③④の前）のスペースには駐車できません。

会場への搬入は混みあいますので3交代制で行います。

(2) 広島県立広島産業会館の駐車場は、有料です。

3時間まで150円/30分、3時間超は100円/30分、(1日の限度額1,900円)。

(3) 駐車場は3カ所。広島産業会館東展示館前の東駐車場172台(7:30~21:30)  
北駐車場150台(24時間)、西館地下駐車場67台(7:00~23:00)

(4) 1月31日(水)の搬入時は受付を2箇所設置しますので展示館に入る前に必ず受付にお越しください。

区分	期日	時間	推奨駐車場
搬入	1月31日(水)	① 10:00~13:00	東駐車場
		② 13:00~16:00	東駐車場
		③ 16:00~18:00	東駐車場
	2月1日(木)	8:30~9:30	東駐車場
搬出	2月2日(金)	16:00~18:00	東駐車場

※ 駐車場の場所は、2ページの搬入・搬出車駐車場位置図を御参照ください。

## 2 搬入出車両証の交付

時間別の「搬入出車両証」を1月下旬に配布しますので、車両の見えやすい位置に掲示して搬入出作業を行ってください。「搬入出車両証」のない車両は、東展示館北側の搬入スペースへの駐車はできません。

搬入出に車両を使用する場合は、付属の「様式2 出展物の搬入出届」に搬入時間等を記入の上、提出してください。

※ 駐車証は1社2枚まで発行いたします。駐車券は1月下旬までに発行いたします。

※ 複数社で共同出展する場合は、共同出展者数分まで搬入出車両証を発行します。

※ 同一時間帯に多数の搬入出車両が集中する場合、主催者が搬入出時間又は車両数を調整することがありますので、御了承ください。

※ 宅配便による搬入出には、「搬入出車両証」は必要ありませんが、必ず「自己小間内」にて荷物の受け渡しをしてください。主催者は、荷物受取りや保管はしません。 宅急便の伝票には、小間番号、出展者名、担当者名を必ず記入し、各出展者が管理してください。

※ 展示館搬入口付近は大変混雑します。荷下ろし・積み込み時以外は、停車・駐車しないようお願いいたします。荷下ろし・積み込みが終わった車両は、速やかに駐車場へ移動してください。

## 3 搬入・搬出の責任及び費用

(1) 搬入・搬出は、出展者の責任と経費負担により実施してください。

(2) 出展物等の開梱、梱包、商品の空箱・梱包材等の保管は、自己の小間内で行ってください。

(3) 搬入・搬出に必要な台車等の運搬用具は、出展者が用意してください。

(4) 商品その他車両積載物等の物件の事故に関して、主催者は責任を負いません。

(5) 搬入時(1月31日(水)、2月2日(木))には、1月中旬に送付する出展者証(ネームプレート)を御着用ください。

## 4 会場設備の保全

搬入・搬出の際、展示館の壁面や柱等への荷物の立てかけは禁止します。万一、展示館の建物、設備、造作物等を損傷した場合は、出展者の責任と経費負担により、原状復旧していただきます。

# 搬入・搬出 駐車場所位置図

広島県立広島産業会館

■本館・東展示館

〒732-0816

広島市南区比治山本町

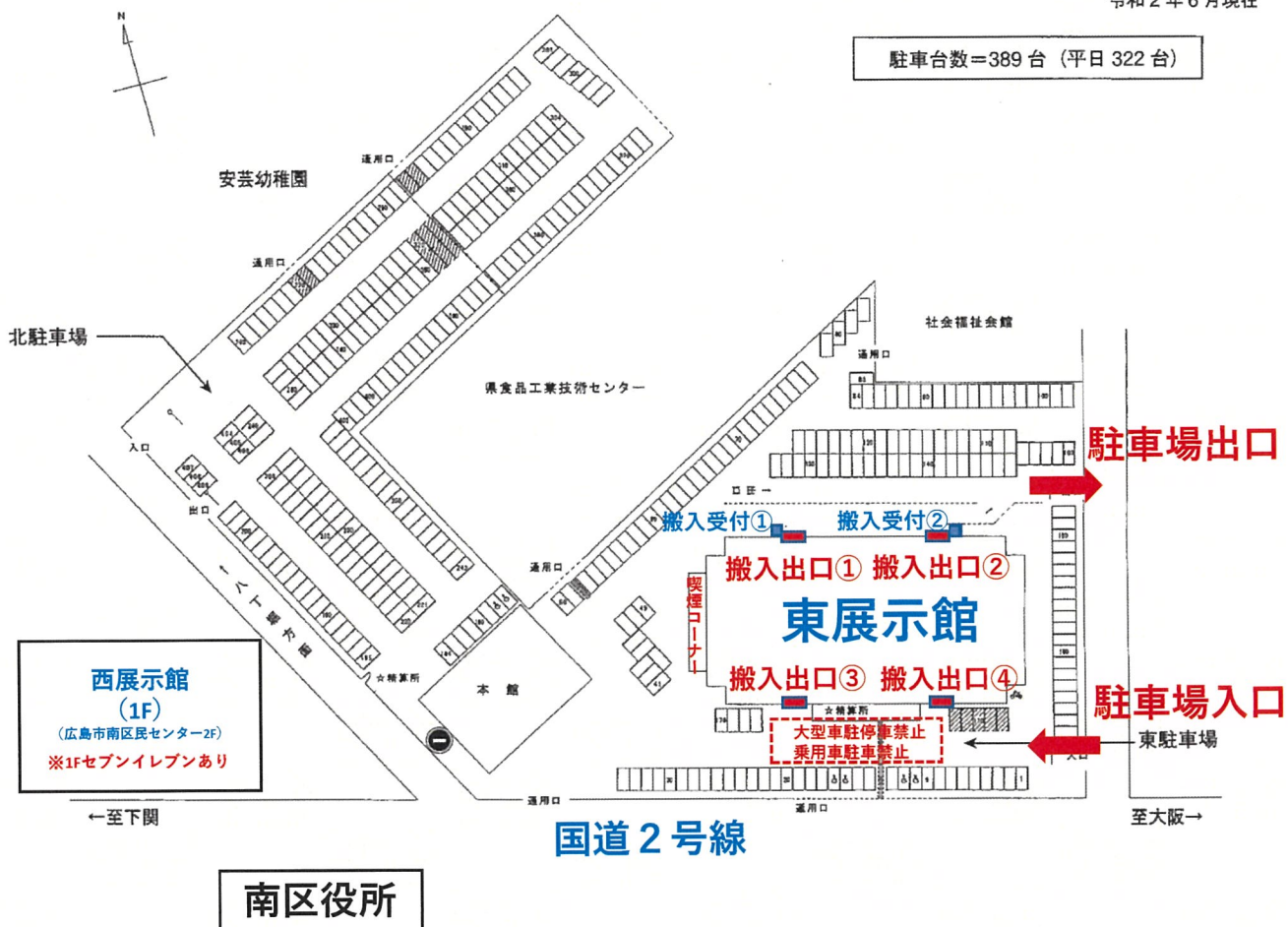
12-18



## 広島産業会館 本館・東展示館 駐車場配置図

令和2年6月現在

駐車台数=389台(平日322台)



## 2. 基本小間設備・展示装飾

### 1 基本小間設備（1小間あたり）について

#### (1) 小間の大きさ

- ① 大小間 間口3.0m × 奥行き2.0m × 高さ2.5m
- ② 中小間 間口2.0m × 奥行き2.0m × 高さ2.5m

#### (2) 主催者が用意する基本小間設備

- ① 壁面システムパネル（4又は5枚）、パラペット（1又は2枚）

※ 角小間の場合、通路に面した側面のパネルは取り外し、パラペットを取り付けます。ただし、側面パネルが必要な場合「様式4 小間内装飾見取図」に記入し、提出してください(無料)。

- ② 社名板 1枚 [大きさ：縦20cm×横150cm]

※ 社名表示の書体は原則として統一とし、「出展者カタログ」に掲載した商号・屋号又は正式社名(株式会社は(株)、有限会社は(有)など、略して表記)と所在地を表示します。それ以外の表示を希望する場合は、「様式3 設備・装飾申込書」で指定してください。なお、**社名表示変更は出展者カタログ掲載名と同一の出展者であることが分かる範囲内**とします。

※変更例：(出展者名) + ○○事業部、 (商品名) + (出展者名) など

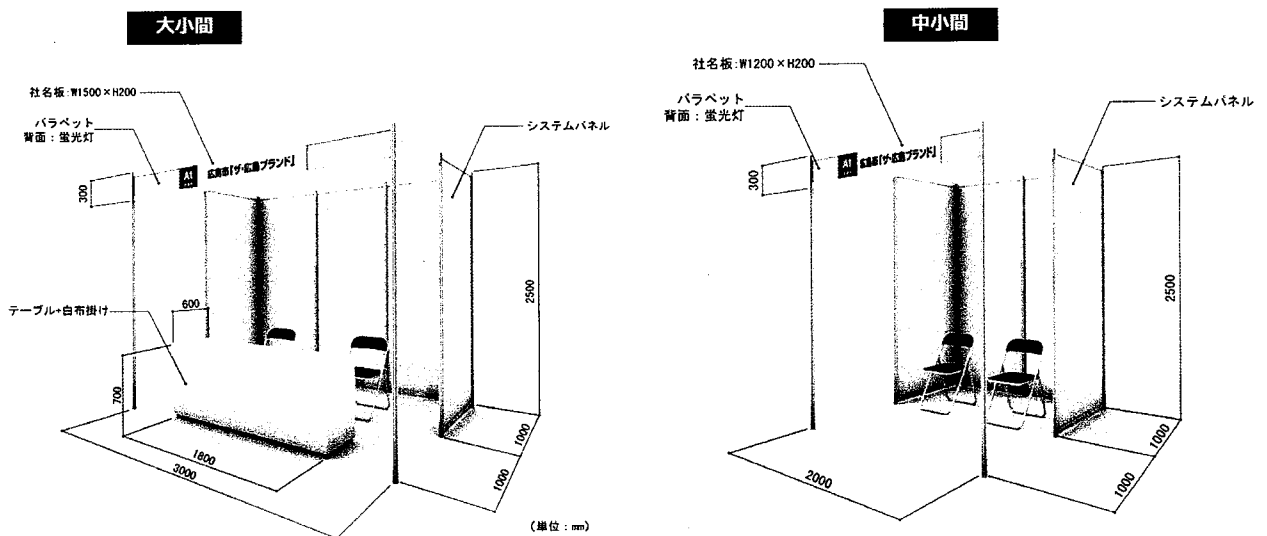
※ 社名板は、基本設備として、1か所取り付けますが、角小間の出展者は、正面と側面の2か所に社名板が設置できます。追加負担額は3,300円(消費税込)です。追加設置を御希望の場合、「様式3 設備・装飾申込書」で指定してください。

- ③ 蛍光灯 大小間40W × 2本、中小間40W × 1本

※ 基本小間設備の社名板を取り付けるパラペットの裏側に取り付けます。

- ④ 販売台(長机) 1台(幅180cm×奥行60cm×高さ70cm、テーブルクロス付) ※大小間のみ

- ⑤ パイプ椅子 2脚



### 2 出展物等の展示に当たっての注意・お願い事項

- (1) 小間内の壁面へポスター等を掲示する際、セロテープの使用は可能ですが、**粘着性の強いものは使用不可です。また、釘や押しピン、画鋲は使用できません。重い展示物を掲示する場合は、専用金具(S管チェーンセット)を「様式5 リース備品申込書」によりお申し込みください。**
- (2) 展示館の床面に直接釘などを打ち込むことはもちろん、塗料・接着剤・両面テープ・ガムテープの使用を禁止します。また、展示館の壁面又は通路における展示・装飾はしないでください。
- (3) 展示館施設の破損・汚損、漏水などの恐れがある場合は、出展者において必ず、予め養生などの対策を講じてください。また、重量物(5t/m<sup>2</sup>以上)を設置する際は、コンパネ又はダンボール等で床の養生をしてください。床面は大変傷つきやすいので、荷物や機材を引きずらないようにしてください。
- (4) 出展者の故意又は過失によって施設の破損・汚損が生じた場合、速やかに事務局に報告ください。場合によっては、補修に係る経費の実費を請求させていただくことがあります。

### 3. 自己装飾・工事（オプション）

自己装飾・工事とは次のことをいいます。

- ① 主催者が用意した基本小間設備に独自の装飾・加工を加えること。
- ② 出展物以外の什器・備品等を小間内に配置すること。
- ③ 基本小間設備に含まれない電気工事、ガス配管工事、通信回線工事の実施。

※自己装飾を行う場合および大型の出展物を出展される場合は12月20日（水）までに  
下記指定施工業者にご連絡ください。

#### 1 自己装飾・工事の申込、注意事項等について

##### (1) 自己装飾・工事の申込み

- ① 付属の「様式3 設備・装飾申込書」及び「様式4 小間内装飾見取図」に必要事項を記入し提出してください。

※長机や持ち込み備品等の配置を確認するため、工事を行わない場合も必ず御提出ください。

- ② 備品等のリースが必要な場合は、「様式5 リース備品申込書」によりお申し込みください。

##### (2) 自己装飾・工事の経費

自己装飾・工事に係る費用は、すべて出展者の負担です。指定施工業者のダスキンレントオール広島が行う自己装飾、工事及びリース備品代は、後日、指定施工業者から直接請求があります。

##### (3) 自己装飾・工事の範囲、注意事項

- ① 自己装飾・工事ができる範囲は、各小間の背面パネル、側面パネルの高さの範囲内とします。
- ② 主催者は、会場全体との調和を図るため、自己装飾・工事の設計の変更を求める場合があります。出展者が主催者の承認を得ずに展示装飾物を持ち込み、それを主催者が、全体との調和を阻害又は他の出展者の迷惑になりうると判断した場合、出展者に撤去していただきます。装飾、設備、工事等の範囲の詳細は、指定施工業者に御相談ください。

#### 【指定施工業者】

〒734-0013 広島市南区出島2丁目21-63

ダスキンレントオール広島イベントセンター 担当：児玉、城谷

TEL:082-252-7100 FAX:082-252-7700 E-mail:business\_fair\_jimukyoku@union-gr.co.jp

#### 2 各種配線工事について

##### (1) 電気工事

- ① 通常照明（蛍光灯 大小間40W×2、中小間40W×1）は主催者が設置しますが、その他の配線はしません。電気機器等を使用する場合、コンセント工事が必要です。「様式3 設備・装飾申込書」によりお申し込みください。

なお、合計で1.0kwの容量を超える電気機器等を使用する場合、さらに追加の電気工事が必要です。特に、冷凍・冷蔵設備、電気調理器具等を使う場合、御注意ください。

- ② 搬入日及び会期中の各小間への電気供給時間は以下のとおりです。冷凍・冷蔵庫の使用で24時間通電を希望する場合は、「様式3 設備・装飾申込書」によりお申し込みください。

1月31日(水) 14:00~18:00

2月 1日(木) 9:00~17:30

2月 2日(金) 9:00~17:30

※24時間通電時間:1月31日(水)14:00~2月 2日(金)17:30

# リース備品申込書1

様式5

出展者名:

金額:税込

NO	品目	サイズ	使用	税込単価	注文数量
1-1	床面パンチカーペット貼り	3000*1800 (大小間)	赤・青・緑・グレー	16,500	
1-2	床面パンチカーペット貼り	2000*1800 (中小間)	赤・青・緑・グレー	11,000	
2	長机-B(クロス付)	1800*600*H700	※中小間には含まれておりません	4,400	
3	長机-C(クロス付)	900*600*H700		4,400	
4	長机-D(システムカウンター)	990*495*H750	オクタノルム	11,000	
5	折りたたみ椅子			440	
6	ワゴン	W900*D600*H800	スチール・クロムメッキ	5,500	
7	販売台	W1500*D750*H800	キャスター付き	5,500	
8	販売台	W1800*D750*H800	キャスター付き	6,600	
9	メッシュ展示パネル	W1200*D480*H2100	棚4段付き	22,000	
10	展示台(ひな段)	W1800*D300*H300	木製・白色	4,400	
11	ガラスショーケース	W1500/1800*D500*H900		44,000	
12	オープンタイプ冷蔵庫	W1800*D900*H700	電源100V920W	55,000	
13	オープンタイプ冷凍庫	W1800*D900*H700	電源200V2160W	55,000	
14	アイスボックス	W1200*D712*H900	電源100V430W	35,200	
15	冷凍・冷蔵庫	W500*D500*H1200	電源100V900W	16,500	
16	電磁調理器		電源100V1400W	5,500	
17	電気ホットプレート	Φ380	電源100V1400W	5,500	
18	電気ポット	3L	電源100V1000W	5,500	
19	電子レンジ	W450/D330/H250	電源100V1300W	11,000	
20	液晶TV32インチ+DVD+台セット	台=W900*D600*H1000	電源100V155W	66,000	
21	液晶TV32インチ	W800*D250*H600	電源100V145W	55,000	
22	液晶TV40インチ	W900*D350*H700	電源100V145W	55,000	
23	液晶TV60インチ	W1400*D400*H900	電源100V145W	66,000	
24	DVDプレーヤー	W225*D220*H50	電源100V145W	5,200	
25	レジスター	W330*D360*H210	部門キー5~10ヶ 電源100V	16,900	
26	プロジェクター	W380*D270*H115	3000ルーメン 電源100V 145W	65,000	
27	商談セット丸テーブル	Φ900 白天板	※クロスなし	3,300	
28	商談セットスタッキングチェア	4脚セット		4,400	
29	スタッキングチェア			1,000	
30	受付立ちカウンター	W990*D495*H1000	オクタノルム仕様	11,000	

- ※ 商品の外観イメージ等は、別添の「リース備品仕様一覧」を御参照ください。
- ※ 基本小間設備(長机×1台(大小間のみ)・パイプ椅子×2脚)は除いてください。
- ※ 単価は、期間中(搬入時含め3日間)の料金です。
- ※ リストに掲載されていない商品をご希望の場合は、施工業者にお尋ねください。

# リース備品申込書2

様式5

出展者名:

金額:税込

NO	品目	サイズ	使用	税込単価	注文数量
31	パネルスタンド	B1まで展ホ可能	ユニバーサルスタンド	4,400	
32	ハンガーラック	W900	ハンガーなし	3,300	
33	カタログスタンド	A4 12段~8段		4,400	
34	調理台	W600*D400*H900		6,600	
35	不燃性コンロ台セット		ガスコンロ・ガスボンベ5kg・消火器・警報機付き	27,500	
36	(単品)不燃性コンロ台	W1200*D450*H700	※ガスコンロ使用時は必須、耐火ボード製	8,580	
37	(単品)ガスコンロ		3連	5,500	
38	(単品)ガスボンベ	5kg		7,700	
39	(単品)消火器		※ガスコンロ使用時は必須 使用した場合は別途請求	3,300	
40	(単品)ガス漏れ警報器		※ガスコンロ使用時は必須	2,200	
41	貴名受け	W10/D12/H14		1,100	
42	植木(大)		H1800程度	5,500	
43	ポリバケツ	40L用		880	
44	台車			3,300	
45	アームスポット	LED6W	電気工事費別途必要	5,500	
46	LED30Wスポット	30W	電気工事費別途必要	4,600	
47	蛍光灯	40W	電気工事費別途必要	3,150	
48	専用金具(S管チェーンセット)		S管×4、チェーン×2で1セット	330	

- ※ 商品の外観イメージ等は、別添の「リース備品仕様一覧」を御参照ください。
- ※ 基本小間設備(長机×1台(大小間のみ)・パイプ椅子×2脚)は除いてください。
- ※ 単価は、期間中(搬入時含め3日間)の料金です。
- ※ リストに掲載されていない商品をご希望の場合は、施工業者にお尋ねください。

## 4. 食品販売営業、試飲・試食

### 1 営業開始届

食品販売営業（調理実演及び調理済み食品の提供）は「営業開始届」の対象であり、提供品目の制限又は所定の条件があります。（広島市保健所食品保健課所管）

調理実演の有無にかかわらず、食品を販売、試食・試飲する出展者は営業開始届が必要です。主催者が一括して保健所に届け出ますので「様式6 実演、試飲・試食申込書【食品】」に所要事項を記入し提出してください。※健康食品、保健機能食品も対象です。また無料の試飲・試食も同じく対象です。

#### (1) 提供品目の制限その他の条件

調理実演販売は、簡易な調理であり、かつ加熱調理食品に限ります。

#### (2) 営業開始届で提供できる品目（保健所で認められる事例）

分類	取扱条件	品目例
煮物類	事前に仕込んだ具材を、その場で煮込む。	おでん、豚汁
焼き物	事前に仕込んだ具材を、その場で焼く。	焼き鳥、いか焼、焼かき
お好み焼類	事前に仕込んだ具材と、その場で調製した生地を混ぜ合わせて焼く。	お好み焼、たこ焼、ピザ
めん類	事前に仕込んだ具材と、その場で加熱調理したものを調製する。	うどん、そば等の最終加熱がある麺類
揚げ物	事前に仕込んだ具材を、その場で調製した生地等をつけて揚げる。	唐揚げ、フライドポテト、コロッケ
アイス類	事前に調製された材料を、その場で小分け等の簡易な加工をする。器具類、手指等からの汚染防止措置がとられていること。	アイスクリーム、ソフトクリーム、かき氷
焼菓子類	事前に仕込んだ具材と、その場で調製した生地を焼く。	ベビーカステラ、焼餅、クレープ（生クリームをサンドするものを除く）、たい焼き
蒸し物類	事前に仕込んだ具材を、その場で蒸す。	蒸し饅頭、ちまき、シュウマイ
揚げ菓子類	事前に仕込んだ具材を、その場で揚げる。	ドーナツ、フライケーキ
餅・団子類	その場で蒸す、焼く。又は、これに簡易な加工を行う。	平餅、みたらし団子、いが餅
あめ菓子類	事前に調製された原材料に、その場で簡単な加工を行う。	綿菓子、べっこう飴、果実飴
ドリンク類		清涼飲料水、酒類、生ジュース、スムージー
レトルト食品 冷凍食品	加熱調理後、手を加えず提供し、その場で喫食させる。	各種食品
米飯類	その場で炊飯及び具材の加熱調理を行い、熱い状態で提供し、その場で喫食させる。	カレーライス、焼飯、炊き込み御飯
ドッグ類	その場で焼く、又は揚げる。	アメリカンドッグ、フレンチドッグ
その他	事前に仕込んだ具材に、その場で簡易な加工を行う。	果実チョコ



**(3) 営業開始届で提供できない品目（保健所で認められていない事例）**

分類	品目	取扱いを認めない食品の基準
米飯類	おむすび、巻寿司、にぎり寿司	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未加熱のまま提供するもの。</li> <li>・ 加熱後に、成型及び具材をはさむ、トッピング等の処理があり、簡易な調理とは認められないもの。</li> <li>・ 冷却に多量の水を使用するもの。</li> <li>・ その他、衛生上の危害が認められるもの。</li> </ul>
めん類	冷やし中華	
菓子類	あん餅、きな粉餅、クレープ（焼成後に生クリーム等をサンドするもの）	
調理パン	サンドイッチ、ハンバーガー、ホットドッグ	
その他	生卵を使用するミルクケーキ、粉末ミックスを使用するソフトクリーム、刺身、生クリーム（既製品を除く）	

※ 具体的な提供の可否については、個別に保健所と協議が必要です。主催者に御連絡ください。

※ 届出で提供できない品目の場合は、該当する「営業許可」の取得が必要です。

**(4) 販売に係る注意事項（保健所指摘事項）**

品目例	注意事項
牛乳、乳製品、清涼飲料水、弁当、調理パン、食肉製品、魚介加工品、レトルト食品、鮮魚介類、食肉、菓子類、びん詰食品、缶詰、果物、野菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 果物、野菜及び未処理の魚以外は、容器包装に入れられたものであること。</li> <li>・ 適正に表示されていることを確認して販売すること。</li> <li>・ 保存基準が定められている食品は、温度計を設置した冷蔵又は冷凍庫に保管し、基準を遵守すること。</li> <li>・ その他、食品に応じて、適切な保存温度で保管して販売すること。</li> </ul>

**(5) 調理済み食品**

調理済み食品（弁当、惣菜など）の販売は、許可を有している施設で製造され、包装容器に入れて法令に定められた適正な表示をしたものであることが条件です。

**(6) その他留意事項**

- ・ 食品の実演、試飲・試食を実施する場合は、調理器具等の洗浄や食品の保存など、良好な衛生状態で行い、絶対に食中毒などの事故やトラブルを起こさないようご注意ください。特に、保存基準のある食品については、必要な保存設備（冷凍・冷蔵庫等）を設置し、適正に保管してください。
- ・ 必ず手洗い及び消毒を励行してください。展示館 2F 事務室及び展示館北側野外に水道及びシンクがあります。消毒剤も用意するので必要に応じて都度ご利用ください。
- ・ 会期中に保健所の現場検査が実施されます。その際、状況によっては改善指導がある場合がありますので、御注意ください。

**2 営業許可取得その他の指導**

提供品目の制限及びその他の条件の範囲を超えて営業する場合は、保健所から、該当する「営業許可」（飲食店営業など）を取得するよう指導されます。この場合、一定の面積要件や設備要件（換気、洗浄、手指消毒、保管など）の基準を満たすことが必要になるほか、手数料も必要です。

該当する場合の申請は、必要な出展者に、主催者から個別にお伝えします。

**3 期限付酒類販売業免許について【該当出展者のみ】**

フェアにおいて酒類販売を行う場合は、広島東税務署に申請書類を提出する必要があります。出展申込時に、酒類販売を「有」と記入した出展者へは、別途申請書類をお送りします。酒類販売の有無に変更がある場合は、主催者まで速やかに御連絡ください。

※酒類の販売はできますが、試飲はできません。

## 5. 火気使用・危険物品持ち込み

※火気使用出展者は必ずお読みください！

会場内には、原則として火気使用（喫煙を含む。）及び危険物の持ち込みはできません。ただし、実演のための火気使用等は、事前に広島市南消防署の承認を得られた場合のみ可能です。主催者が一括して申請を行いますので、該当する出展者は、「様式7 火気使用・危険物品持込申請書」を提出してください。

※ 調理実演などで必要な場合、できるだけ裸火の出ない電気・電磁調理器具を御使用ください。

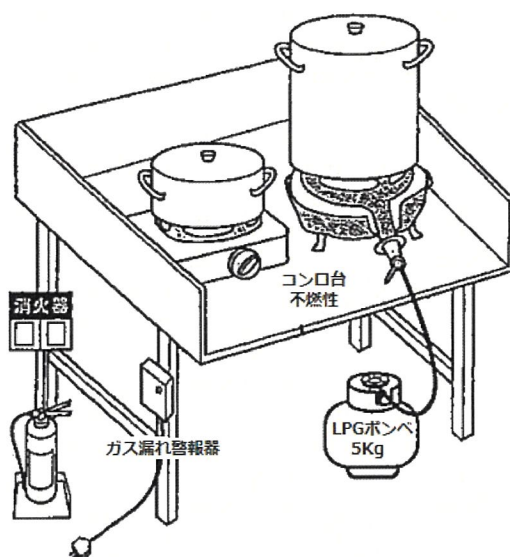
※ 出展申込書に火気使用を記入されていない場合、申請書を提出されても認めない場合があります。

### 1 裸火の使用について

ガスコンロ（家庭用カセットコンロも含む。）や炭火など裸火が出るもの、可燃性ガス（プロパンガス等）の使用にあたっては、以下の事項を遵守してください。（下記の使用例図参照）

- ① 可燃性ガス（プロパンガス等）の使用は、原則として**1か所につき内容量5kgまで**とします。
- ② 可燃性ガスを使用する場合は、転倒、落下防止の処置を講じてください。
- ③ 可燃性ガスを使用する場合は、必ず小間内に「**ガス漏れ警報機**」を設置してください。
- ④ **裸火の使用場所（小間内）には必ず「消火器」を設置してください。**
- ⑤ 小間の壁や設置台は耐火構造ではないので、そのまま火気使用器具を壁に接して使うことはできません。器具の接する壁や設置台には、必ず不燃性のコンロ台やガラスの遮蔽板等を設置してください。

【裸火使用例図】



### 2 喫煙について

小間・会場及びロビー内はすべて禁煙です。館内歩行中の喫煙も禁止です。喫煙場所は会場外（東展示館西側敷地）にあります。

### 3 その他の危険物品の使用について

危険物品とは、展示実演に使用する塗料類、接着剤、機械類に内蔵される燃料、火薬など、酸化性、可燃性、発火性、引火性の固体・液体・気体をいいます。これらの危険物品の持ち込みについても消防署の承認が必要となります。該当する出展者は、「様式7 火気使用・危険物品持込申請書」に危険物品の形状がわかるような写真等を添付の上、提出してください。

なお、内容によっては消防署の承認が得られない場合もありますので、予め御了承ください。

## 6. 実演（食品以外）

- 1 実演（食品以外）に当たっては、「様式8 実演申込書【食品以外】」にその旨を記入の上、提出してください。
- 2 実演は、自己の小間内に限ります。通路にはみ出して行うなど、来場者や他の出展者の迷惑となる行為等により事故やトラブルを起こさないよう、適切に行ってください。
- 3 騒音、発光、発熱、臭気を伴う場合、その他の法令等に抵触する恐れがある場合は、実演をお断りすることがあります。
- 4 実演等のために必要な補助員、材料、機材等は、全て出展者の負担となりますので御了承ください。

## 7. 展示ブースでの商談など

### 1 商談会

2月1日(木) 10:00~17:00

※ バイヤーのみを対象とした商談の日です。

※ バイヤーとの商談を円滑に進めるため、試飲・試食や実演、サンプルの提供などは積極的に行ってください。商品の有料販売(サンプルの有料提供を含む。)も可能です。

### 2 商談会・展示販売会

2月2日(金) 10:00~16:00

※ 一般公開し、消費者に対する展示販売ができます。消費者ニーズやテストマーケティングの場として御活用ください。

※ バイヤーも来場しますので、商談の準備もしておいてください。

※ つり銭は、あらかじめ各社で御用意ください。展示館、本館とも両替ができるところはなく、本部事務局も両替はいたしません。

### 3 商談スペース

商談は、以下の場所で行ってください。

- ① 各出展者の小間内
- ② 商談コーナー

## 8. バイヤーとの個別商談

販路開拓・拡大を目指す出展企業の多様なニーズにお応えするため、不特定多数のバイヤーとの任意商談の方法に加え、首都圏等バイヤー、関西・九州バイヤー及び海外関係バイヤー、地域内バイヤーとの個別商談を実施します。

### 1 個別商談参加バイヤー

- 首都圏等バイヤー
- ・株式会社 コンタン
  - ・柔軟思考研究所
  - ・日経BP 総合研究所
  - ・株式会社 JTBパブリッシング
  - ・株式会社 Enjin Plus
  - ・サミット株式会社
  - ・カルチュア・エクスペリエンス株式会社
  - ・伊藤忠食品株式会社
  - ・株式会社 松屋

- 地域内バイヤー
- ・広島三越
  - ・中村角
  - ・東急ハンズ
  - ・AKF貿易

※11月末現在の参加バイヤーです。新たに決まり次第 web またはメールにてご案内致します。

### 2 個別商談の形式

#### 個別商談

会場内に設置する商談コーナーにて30分程度の商談を行っていただく予定です。

バイヤー情報をご案内致します。参加を希望される方は、Eメールよりお

申し込みください。お申し込み後、バイヤー側で選考し、商談可否をお知らせ致します。

※ 例年、個別商談に参加するバイヤーの業種は食品関係が中心です。また、バイヤーの商談希望によっては、参加を申し込まれても個別商談ができない場合もありますのであらかじめ御了承ください。

※ 地域内バイヤーについては、個別商談会の空き時間にも商談を持ちかけることができます。

※ビジネスフェア中四国2024 個別商談等留意事項もご参照ください。

## 9. 説明要員の配置

- ・ 出展者は、自己の小間に必ず要員を常時配置し、商談・販売を行ってください（昼休憩や首都圏バイヤーとの個別商談会などでブースを離れる可能性がある場合でも、必ず自己の小間には要員を配置してください。）。
- ・ 出展者バッジは、大小間1小間につき6枚、中小間1小間につき3枚お送り致します。  
なお、追加申請は会場にて対応致します。
- ・ 会期中、出展者への外部からの電話の呼び出し、ファクスの取り次ぎ等はいりません。広島県立広島産業会館の電話・ファクスを連絡先にしないでください。
- ・ 入退館時間  
会期中、会場への入退館時間は厳守してください。  
退館が、出展者の都合で遅れた場合、当該出展者に会館延長使用料を請求します。  
1月31日(水) 入館 10:00から 退館 18:00まで (搬入日)  
2月 1日(木) 入館 8:30から 退館 18:00まで (開催日)  
2月 2日(金) 入館 9:00から 退館 18:00まで (搬出日)

## 10. ゴミ処理・清掃

ゴミは極力出さないように工夫してください。

- 1 自社小間内の清掃は、出展者の責任で行ってください。
- 2 小間内で発生したゴミは以下の3種類に分別し、**館外（展示館東側）に設置されたゴミ専用コンテナに入れてください。**
  - ◆可燃物・・・ 紙類、生ゴミ、木切れなど
  - ◆不燃物・・・ ペットボトル、発泡スチロール、プラスチック類、ビン、缶など
  - ◆段ボール・・・ つぶしてコンテナに入れてください。

※ その他、大型ゴミや危険物、油類については、各自で持ち帰って処分してください。

特に、実演に使用した油（食用油を含む。）などは、発火の恐れがあるため、絶対にゴミ専用コンテナに入れしないでください。やむを得ず大型ゴミや危険物を処理する必要がある場合は、指定施工業者が指定する清掃業者と、直接相談してください。

※ 会場内及びロビーに設置してあるゴミ箱には捨てないでください。

## 11. 出展物等の保管・保護

- 1 商品その他の出展物等の保管は、**各出展者の小間内で行ってください。**  
展示館壁面と小間の間は、消防設備、電気設備のためのスペースや非常用通路として確保しているスペースであるため、ストックヤードとして荷物を置かないでください。
- 2 主催者は、善良な管理者の注意をもって会場の管理にあたりますが、出展物等の保護については、必要な保険に加入するなど、出展者の責任において行ってください。主催者は、盗難等による損害の責任を負いません。  
また、天災その他不可抗力等、主催者の責任に帰すことができない事故等による出展物等の損害についても、主催者は責任を負いません。
- 3 冷凍・冷蔵を要する商品の保管  
冷凍・冷蔵を要する商品は、原則として、自社小間内に冷凍庫又は冷蔵庫を設置し、保管してください。  
冷凍庫又は冷蔵庫のリースを希望される出展者は、「様式5 リース備品申込書」によりお申し込みください（コンセント工事についても必ずお申し込みください。）。

## 12. その他基本的事項

### 1 関係法令の遵守

出展者の皆様におかれましては、フェアを円滑に運営するため、展示・装飾、販売、実演、試飲・試食、搬入・搬出などに関し、この展示規程及び「出展要項」、消防法、PL法、食品衛生法、健康増進法など、出展に関わる関係法規を遵守し、事故やトラブル発生のないよう努めてください。

出展物は、「出展要項」の規定によるほか、法令に触れるものや各行政庁からの指示、勧告の恐れがあるもの、及び公序良俗に反するものの出展はお断りします。主催者は、これら以外でも、フェアの円滑な運営に支障を来す恐れのあるもの、又は会場の保全や来場者及び他の出展者の安全に支障があると認められるものは、準備期間・会期中を問わず、出展を規制又は禁止することがあります。あらかじめ御了承ください。

出展物や実演、試飲・試食等に対する来場者からのクレームは、出展者の責任において対処してください。主催者は責任を負いませんので、あらかじめ御了承ください。

〔 輸入品は、通関等、所定の輸入手続きを完了し、輸入許可を得たものに限ります。  
所定の輸入手続きは、出展者の責任と経費負担において行ってください。 〕

### 2 違反時等の措置

出展者が本「展示規程」及び「出展要項」に反する行為を行った場合、主催者は出展契約の解除、即ち、出展の取消し措置を行うことがあります。

フェアの会場設営時又は開催期間中にこの措置を行った場合は、出展者には主催者が指定する制限までに出展物等を撤去し、小間の原状回復をしていただきます。

なお、出展契約の解除によって生じた損害については、主催者はその責任を負いません。また、既に払い込まれた出展料については、これを返金しませんので、御了承ください。

### 3 主催者の免責

「出展要項」第15項の「主催者の免責」に規定したとおり、天災等による本フェアの開催不能又は中止、不可抗力等による出展物等の損害・滅失・盗難、及び規定外事項等への主催者の対応に関し、これらの場合に生じる出展者への損害及び不利益等については、主催者はその責任を負いませんので、御了承ください。

### 4 規定外事項等

本規程に定めのない事項が生じた場合や、フェアの運営を円滑に行うためやむを得ない事情があるときなど、主催者は、「出展要項」第14項の「規定外事項等」の規定により、新たな対策の決定や本「展示規程」の内容の修正又は追加を行うことがあります。これらの場合、出展者には、その内容に従っていただくものとします。

## 第 22 回ビジネスフェア中四国 2024 出展要項



## 1.出展者の資格

---

以下の条件のいずれにも該当する企業又は団体で、本フェアの趣旨に照らし、主催者が  
適当と認めた者とします。

- (1) 対象エリア・団体：中四国地域に本社、支店、事業所等を有する企業等
- (2) 対象業種：製造業、卸・小売業、サービス業等
- (3) 次に掲げる団体又は事業者は、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から、出展  
はできません。また、出展決定後に該当することが判明した場合、出展を取り消すこと  
があります。

- 1) 所在、実態が不明確な団体又は事業者
- 2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない団体又は事業者
- 3) 各種法令に違反している団体又は事業者
- 4) 暴力団その他反社会的団体、又はそれらに関連する団体又は事業者
- 5) 社会問題を起こしている団体又は事業者
- 6) その他、主催者が適当でないと認めた団体又は事業者

## 2.出展品

---

(1) 以下の5つのコーナーのいずれかに該当する消費財及び関連サービス・技術としま  
す。

- 1) 地域ブランド・特産品
- 2) 地域中小企業ものづくり・ICT
- 3) バラエティー（全国）
- 4) 中小企業支援コーナー
- 5) バイヤー企業

(2) 次のいずれかに該当するものは出展できません。

- 1) 食料品については、賞味・消費期限が経過したもの、内容・添加物等に問題のあるもの
- 2) 食品衛生法、健康増進法、薬事法等、各種法令に抵触するもの
- 3) 我が国の輸入禁止品目。我が国の輸出入取引関係法令に抵触するもの、あるいはその恐れがあるもの
- 4) 原産国が不明なもの
- 5) 著しく他の出展者の迷惑となるもの
- 6) その他、主催者が適当でないと認めたもの

### 3.出展の単位

---

(1) 出展の単位は、「小間」とし、1小間の広さは、次のとおりです。

- 1) 大小間 間口3.0m×奥行2.0m×高さ2.5m
- 2) 中小間 間口2.0m×奥行2.0m×高さ2.5m

(2) 出展申込多数のときは、1出展者あたりの小間数を制限することがあります。



## 4.出展料

---

(1) 出展料は次のとおりです。

1) 加盟都市※に所在する企業等又は各加盟商工会議所※の会員

(ア)大小間 1小間 75,000円

(イ)中小間 1小間 50,000円

※加盟都市：ビジネスフェア中四国実行委員会加盟都市（広島市、浜田市）

※加盟商工会議所：ビジネスフェア中四国実行委員会加盟商工会議所（広島商工会議所、浜田商工会議所）

2) その他の地域の企業・団体

(ア)大小間 1小間 150,000円

(イ)中小間 1小間 100,000円

(2) 出展料には、次のものを含まず。

1) 小間スペース料

2) 基本的な小間設備費

壁面（システムパネル5枚（中小間は4枚））、パラペット(社名板を設置するためのパネル)、社名板(小間番号・社名・所在市町村を表示)、パイプ椅子2脚、蛍光灯40w×2本(中小間は1本)、販売台1台（幅180cm×奥行60cm×高さ70cm。大小間のみ）

3) 電気使用料

4) 会場清掃費

5) 一般的な広告・宣伝費

6) 会場案内チラシの作成、配付費 等

(3) 次の経費は出展料に含まれませんので、出展者において負担してください。

1) 出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、販売など出展者の行為に属する費用

- 2) 照明以外の電気工事費(例：コンセントを引く電気配線工事等)、通信回線工事費・使用料
  - 3) 出展者による独自の装飾費、運営費、特注の什器備品等のレンタル料及び雇上費  
(※システムパネルのためクギや画鋸は使用できません。重量のある展示物は専用金具のレンタル(有料)が必要となります。)
  - 4) 出展者に課せられる公租公課、保険料
  - 5) 出展者が独自に配付するカタログ等の作成費
- (4) 主催者（ビジネスフェア中四国実行委員会）は、適格請求書（インボイス）発行事業者ではありませんので、あらかじめご承知おきください。

## 5.出展申込、出展内容の審査

---

- (1) 令和5年(2023年)12月15日(金)までに、所定の「出展申込書」を主催者事務局へ提出してください。申込書を受領後、7日以内（土・日・祝日を除く。）に受付完了のメール又はFAXを事務局からお送りします。申込書提出後、7日を経過しても受付完了のメール又はFAXが届かない場合は、申込書が届いていない可能性がありますので、事務局まで御連絡ください。
- (2) 申込締切後、速やかに主催者において申込内容の審査を行います。出展内容が適当でないと認められる場合等は、申し込みの一部又は全部をお断りする場合があります。
- (3) 出展申込数が出展可能数を超える場合には、加盟都市・商工会議所に属する企業等の出展を優先させていただきます。
- (4) 出展物が同種の商品に集中する場合等は、申し込み後出展契約成立までの間に連絡の上、出展物を変更していただく場合があります。

- (5) 会場レイアウトの都合により、御希望と異なる大きさの小間をお願いすることがあります。
- (6) 出展申込数が出展可能数に満たない場合には、(1)の出展申込期間を延長する場合があります。

## 6.出展の決定、出展契約

---

- (1) 主催者は、申込締切後、申込書に基づき出展者の選定を行った上で、12月中に「出展決定書」により通知します。この「出展決定書」の交付をもって、出展契約を締結したものとします。
- (2) 出展者は、「出展決定書」に記載する納付期限（出展決定日から約15日以内）までに、出展料を主催者の指定口座に振り込んでください（振込手数料は出展者の負担となります。）。
- (3) 所定の期日までに出展料の納付がない場合、出展の意思がないものとして、出展決定を取り消すことがあります。
- (4) 出展契約成立後は、原則として出展の変更・取消はできません。
- (5) 出展契約成立後に申込者の都合によりやむを得ず、出展の取り消し又は出展規模の変更を行った場合は、次のとおりキャンセル料をお支払いいただきます。

### ■【キャンセル料】

1) 令和5年(2023)年12月16日から

令和6年(2024)年1月4日まで 60%

2) 令和6年(2024)年1月5日以降 全額

- (6) 小間の一部、又は全部を譲渡、貸与することはできません。

## 7.出展物等の搬入・搬出

---

- (1) 出展物及び展示・販売等に要する備品類等（以下「出展物等」という。）の小間内への搬入・陳列、小間内からの搬出に必要なすべての手続きは出展者の責任と経費負担で行うものとします。
- (2) 搬入・搬出の期日、時間帯、方法等については、別に定める「展示規程」（出展決定後に各出展者へお送りします。）によります。
- (3) フェアの適切な運営と来場者の安全確保のため、会期終了前の搬出作業を禁止します。「展示規程」に定める時間を厳守してください。この規定に違反した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

## 8.展示装飾

---

- (1) 会場内の構成、小間の配置は主催者が決定します。
- (2) 会場内及び小間外観装飾の基本デザインは、主催者が企画して施工します。
- (3) 出展者が特別の自己装飾や備品類賃借を希望する場合は、所定の「展示・装飾申込書」に小間内見取図を添えて、所定の期日までに提出し、主催者の承認を得てください。この場合、全体との調和を図るため、原則として主催者が選定する施工業者が装飾を行うものとします。詳しくは、別に定める「展示規程」によります。

## 9.出展物の実演、試飲・試食等

---

- (1) 小間内において、出展物の実演、試飲・試食を行うことができます。ただし、会場使用条件及び消防等に関する安全諸法規等や社会情勢の変化により、危険なもの、騒音の激しいもの、有害なもの等は、実演を禁止又は制限することがあります。実演、試飲・試食、販売についての詳しいことは、別に定める「展示規程」によります。  
なお、酒類は販売のみで試飲は禁止とさせていただきます。

(2) 出展物の実演、試飲・試食を行う場合は、これらの方法や使用器具等を所定の「実演、試飲・試食申込書」により、所定の期日までに提出してください。なお、他の出展小間への影響や来場者の安全を考慮し、小間内への給排水工事はできません。

(3) 実演、試飲・試食のために必要な補助員、材料、機材等は、すべて出展者の負担となります。

(4) 実演、試飲・試食のための火気使用、危険物の持ち込みについては、事前に広島市南消防署の承認を得る必要があります。この申請は、主催者がとりまとめて手続きを行います。必要提出書類等詳しくは別に定める「展示規程」によります。

なお、小間の配置に影響しますので、火気使用の有無を出展申込書に必ず記載してください。出展決定後に申し込まれた場合、認められないことがあります。また、火気（裸火）の使用は大小間のみで、中小間の出展者については火気の使用は認められません。

(5) 酒類の販売を行う場合、期限付酒類販売業免許の届出は、主催者が取りまとめて広島南税務署に手続きを行います。詳しくは別に定める「展示規程」によります。

(6) 出展物が食品の場合、販売する出展物によっては、食品衛生法に基づく営業開始届が必要となります。届出は主催者が取りまとめて広島市保健所に手続きを行います。詳しくは別に定める「展示規程」によります。なお、保健所の指導内容によっては、取扱商品について照会を行ったり、場合によっては取扱商品を変更していただく場合がございます。

※食品取扱いの詳細につきましては「臨時店舗における衛生指導要領」を御確認ください。

- (7) 出展物の実演、試飲・試食、販売、その他の宣伝行為等は自社小間内に限ります。
- 通路にはみ出して行うなど、来場者や他の出展者の迷惑となる行為があった場合、第11項の規定に基づき出展契約を解除することがあります。
- ただし、主催者が特に認めた場合は、この限りではありません。

## 10.説明要員の配置

---

- (1) 出展者は自己の小間に常時、説明要員を配置し、直接、商談・販売等を行ってください。来場事業者との商談に支障を来すため、小間内が無人にならないよう特に注意してください。
- (2) 説明要員の氏名・期間等は、所定の「説明要員連絡書」により所定の期日までに提出してください。

## 11.本フェアの開催不能、出展契約の解除

---

- (1) 天災その他主催者の責任に帰すことができない事由により本フェアが開催不能又は中止となった場合、若しくは主催者が出展契約及び本要項に定める義務を履行できない場合、主催者は出展料の精算、出展物等の処置等の対策を速やかに決定し、出展者に通知します。
- (2) 主催者は出展者が本要項及び別に定める「展示規程」に違反した場合は、出展契約を解除できるものとします。主催者が本フェアの会場設営時又は開催期間中にこの措置を行った場合は、出展者は主催者の指定する期限までに出展物等を撤去し、小間の原状を回復する必要があります。なお、既に払い込まれた出展料については、これを返金しません。

## 12.出展物等の管理

---

主催者は、会場内における出展物等の管理について、善良な管理者としての注意を払います。しかしながら、不可抗力や不時の災害、その他主催者の責任に帰すことができない事由による出展物等の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。

### 13.事故の予防、出展者の責任

---

- (1) 出展者は、出展物等の搬入・搬出、展示、実演等に際して、事故防止に努めてください。
- (2) 出展者及びその代理人が他社の小間や主催者の設備、さらに会場の設備及び人身などに損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任になります。出展者は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入してください。
- (3) 出展物等に対する顧客からのクレームは出展者が責任をもって処理してください。
- (4) 出展物等や小間の保守・清掃は出展者の責任で実施してください。

### 14.規定外事項等

---

- (1) 本要項に定めのない事項が生じた場合、主催者はその対策を決定することができるものとします。この場合、主催者は速やかに出展者に通知し、出展者には、主催者の決定した対策に従っていただくものとします。
- (2) 主催者は、本フェアの運営を円滑に行うため、本要項の規定の修正又は追加をすることがあります。この場合においても、主催者は速やかに出展者に通知し、出展者はその内容に従っていただくものとします。

### 15.主催者の免責

---

- (1) 展示期間中及び終了後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責任を一切負いません。
- (2) 本要項第11項「本フェアの開催不能、出展契約の解除」、第12項「出展物等の管理」、第14項「規定外事項等」に該当する場合、これらによって生じる出展者の損害及び不利益等について、主催者はその責任を負いません。

#### ※特記事項

- (1) 出展者は、本要項及び別途御案内する「展示規程」を遵守してください。
- (2) 出展者には、12月中に次の書類を送付します。主催者に提出する必要があるものについては、所定の期日までに提出してください。
  - 1) 出展決定書
  - 2) 展示規程（展示・装飾、搬入・搬出、備品類賃借、実演、試飲・試食、必要な許可・届出等に関する詳細規定）
  - 3) 各種申込書・届出書（搬入、特別装飾・工事、備品類賃借、実演、試飲・試食、説明要員等）
  - 4) 期限付酒類販売業免許届出書類、食品営業開始届等に必要な申請書類